

Courtroom Television in States of the U.S.A and the Issue of Right of Access

Today in most states, electronic coverage of court proceedings is permitted. States are classified according to relevant categories. Rules of states restrict the coverage in some cases. Kelli L. Sager & Karen N. Frederiksen, who specialize in media litigation, insist that absent a showing in a given case that televised coverage will prejudice or interfere with the conduct of justice, televised coverage should be permitted as a matter of constitutional right. On the contrary, Peter L. Arenella, a professor at U.C.L.A., doubt if media have constitutional right of access. And he asserts that in high profile cases trial judges have discretion whether to permit televising the courtroom proceedings. These opinions seemingly contradict to each other, but can be harmonized by interpretation.

藤田 憲一

文化政策学部文化政策学科
Kenichi FUJITA
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of Regional
Cultural Policy and
Management

私は、以前に、アメリカの法廷へのアクセス権、とりわけ法廷のテレビ報道の問題について論じたことがある。[「アメリカにおける裁判のテレビ放送」(「山梨学院大学法学論集」12号、1987年)、「アメリカの法廷テレビの現状と憲法論」(「ジュリスト」増刊「変革期のメディア」1997年)]

本稿はその後の情報も加えながら、アメリカの州の法廷テレビ報道の現状を、類型化して概観する。あわせて、法廷のテレビ放送を憲法で根拠づける理論と、逆にそれを疑問視する懐疑論とを、紹介したい。これは、法廷へのアクセス権というテーマのうちの一部に焦点を絞った研究ノートである。

I. 州の法廷テレビの現状

1998年現在、3つの法域(コロンビア地区、ミシシッピ州、およびサウス・ダコタ州)を除き、合衆国の各州が裁判のテレビ放送を許している。許容州も、それぞれが、報道に何らかの制約を課している。以下、それ以外の許容州の運用についてタイプ分けを試みる。

ここではRADIO-TELEVISION NEWS DIRECTORS ASSOCIATION, NEWS COVERAGE OF JUDICIAL PROCEEDINGS WITH CAMERAS AND MICROPHONES: A SURVEY OF THE STATES (as of January 1, 1998)を資料として用いた。

A. 報道を許す裁判所のタイプによる類型化

1. 許容報道：事実審および上訴審裁判所 (trial and appellate courts) 42州

アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、アイオワ、キャンザス、ケンタッキー、メイン、メアリランド、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソウタ、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャー、ニュー・ジャージー、ニュー・メキシコウ、ニュー・ヨーク、ノース・キャロライナ、ノース・ダコウタ、オハイオウ、オウクラホウマ、オレゴン、ロー

ド・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー、テクサス、ユーター、ヴァモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング

2. 事実審裁判所のみ 1州

ペンシルヴェイニア

3. 上訴裁判所のみ 5州

デラウェア、イリノイ、インディアナ、ルイジアナ、ニュー・ヨーク

メディア報道を許している州の総数 48

B. 報道を許しているルールが恒常的か実験的かの類型化

1. 恒常的 45州

アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、イリノイ、アイオワ、キャンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、メイン、メアリランド、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソウタ(上訴審)、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャー、ニュー・ジャージー、ニュー・メキシコウ、ニュー・ヨーク(上訴審)、ノース・キャロライナ、ノース・ダコウタ、オハイオウ、オウクラホウマ、オレゴン、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー、テクサス、ユーター、ヴァモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング

2. 実験的 6州

デラウェア、アイダホウ(事実審)、インディアナ(上訴審) ミネソウタ(事実審)、ネブラスカ(ある種の事実審)、ペンシルヴェイニア

(注：アイダホウ、ミネソウタ、ネブラスカは、両方のカテゴリーに属するから、恒常的および/または実験的なルールを持つ州の数は、両カテゴリーの合計の51州ではなくて、実際は48州である。)

次の40州は、正式の実験期間の間または終了後に、恒常的ルールを実行した。

アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、ハワイ、アイダホウ、イリノイ（上訴審）、アイオワ、キャンザス、ルイジアナ、メイン、メアリランド、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソウタ（上訴審）、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ジャージ、ニュー・メキシコウ、ニュー・ヨーク（上訴審）、ノース・キャロライナ、ノース・ダコウタ、オハイオウ、オウクラホウマ、オレゴン、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー、ユーター、ヴァモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング（上訴審）

C. 報道が許される手続のタイプによる類型化

1. 事実審の報道のみ

民事および刑事	0
刑事のみ	0
民事のみ	1

ペンシルヴェイニア（注：ペンシルヴェイニアとネブラスカは民事事実審の報道を非陪審の手続に限定している。）

2. 上訴審の報道のみ

民事および刑事	5
デラウェア、イリノイ、インディアナ、ルイジアナ、ニュー・ヨーク	
刑事のみ	0
民事のみ	0

3. 事実審および上訴審

民事および刑事	42
アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、アイオワ、キャンザス、ケンタッキ、メイン、メアリランド（上訴審）、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソウタ、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ（注：ペンシルヴェイニアとネブラスカは民事事実審の報道を非陪審の	

手続に限定している）、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャ、ニュー・ジャージ、ニュー・メキシコウ、ノース・キャロライナ、ノース・ダコウタ、オハイオウ、オウクラホウマ、オレゴン、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー、テクサス、ユーター、ヴァモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング

刑事のみ	0
民事のみ	2
メアリランド（事実審）、テクサス（事実審）	
（注：メアリランドとテクサスはセクション3の中の分類に2度登場する。）	

D. 報道への必要条件あるいは制限の同意

（注：この類型において、「絶対的な前提条件」とは、報道が行われるためにある特定の者の同意または黙認を得なければならない、というものである。「限定条件」とは、他に規定がなければ、同意が得られずまたは反対が行われた時は、その特定の者（たとえば、陪審員）を報道してはならないが、手続の中のその他は報道してもよい、ということである。）

1. 裁判所の同意

（注：全48州は、裁判所に関して3つのカテゴリーに分類される。ジョージア、ハワイ、アイダホウ、インディアナ、ミネソウタ、オレゴン、およびワイオウミングは、ここでは2度現れる。それらの州では裁判所の同意の要件が上訴審と事実審とで異なっているからである。）

(1) 絶対的条件として裁判所の事前の同意を要する州

アラバマ、アラスカ、アリゾナ、カリフォルニア（書面の同意）、コロラド（記録に記載された同意）、コネティカット、ジョージア、ハワイ（事実審）、アイダホウ（事実審）、インディアナ（上訴審）アイオワ、ケンタッキ、メイン、メアリランド、ミシガン、ミネソウタ（事実審）、ミズーリ、ネヴァダ（書面による承諾）、ニュー・ハンプシャ、ニュー・ジャージ、ニュー・ヨー

ク、ノース・ダコウタ、オハイオウ（書面による承諾）、オウクラホウマ、オレゴン（事実審）、ペンシルヴェイニア、サウス・キャロライナ、テネシー、テクサス、ユーター、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ワイオウミング（事実審）

〔33州〕

- (2) 絶対的条件として裁判所への事前の通知を要する州

デラウェア、イリノイ、インディアナ（最高裁）、キャンザス、ルイジアナ、マサチューセッツ、ミネソウタ（上訴審）、モンタナ、ニュー・メクシコウ、ウィスコンシン

〔10州〕

- (3) 裁判所の事前の同意または裁判所への通知が不要な州

アーカンソー、フロリダ、ジョージア（最高裁）、ハワイ（上訴審）、アイダホウ、ネブラスカ、ノース・キャロライナ、オレゴン（上訴審）、ロード・アイランド、ヴァモント、ヴァージニア、ワイオウミング（上訴審）

〔12州〕

2. 被告人の同意（刑事事件）

（注：全40州は、この被告人に関して、3つの同意のカテゴリーに分類される。テネシーは2度現れる。メアリランドとペンシルヴェイニアは刑事事実審の手続の報道を許していない。メアリランドは、刑事事実審の報道を禁止する立法の制定以前は、被告人が同意する場合にのみ報道を許していた。）

- (1) 絶対的条件として被告人の同意を要する州

アラバマ、アーカンソー、ミネソウタ、オウクラホウマ、テネシー（注：テネシーの少年裁判所の手続では、刑事事件では被告人から、民事事件では当事者から、報道の同意を得なければならない。）

〔5州〕

- (2) 限定的条件として被告人の同意を要する州

なし

〔0州〕

- (3) 被告人の同意を要しない州

アラスカ、アリゾウナ、カリフォルニア、

コロラド、コネティカット、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、アイオワ、キャンザス、ケンタッキ、メイン、マサチューセッツ、ミシガン、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャ、ニュー・ジャージ、ニュー・メクシコウ、ノース・キャロライナ、ノース・ダコウタ、オハイオウ、オレゴン、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー（注：テネシーの少年裁判所の手続では、刑事事件では被告人から、民事事件では当事者から、報道の同意を得なければならない。）、ユーター、ヴァモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング

〔36州〕

3. 検察官（prosecutor）の同意（刑事公判） （注：総計40州が、検察官に関して、3つの同意のカテゴリーに分類される。）

- (1) 絶対的条件として検察官の同意を要する州

アラバマ、アーカンソー、ミネソウタ
〔3州〕

- (2) 限定的条件として検察官の同意を要する州

なし

〔0州〕

- (3) 検察官の同意を要しない州

アラスカ、アリゾウナ、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、アイオワ、キャンザス、ケンタッキ、メイン、マサチューセッツ、ミシガン、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャ、ニュー・ジャージ、ニュー・メクシコウ、ノース・キャロライナ、ノース・ダコウタ、オハイオウ、オウクラホウマ、オレゴン、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー、ユーター、ヴァモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング

〔37州〕

4. 当事者の同意(民事事件および刑事上訴審)

(注：総計48州が、当事者に関して、3つの同意のカテゴリーに分類される。ミネソタは注記のとおり3つのカテゴリーのうちのふたつに当てはまる。)

(1) 絶対的条件として当事者の同意を要する州

アラバマ、アーカンソー、メアリランド(民事事件)(注：メアリランドにおいては、当事者は刑事上訴事件において報道の終了または制限を申し立てることができる。当事者たる政府機関または公務員の同意は要件とされない。)、ミネソタ(事実審)、テクサス

[5州]

(2) 限定的条件として当事者の同意を要する州

オウクラホウマ(注：オウクラホウマにおいては、刑事被告人がその上訴の報道に異議を述べた場合、どうなるのか全く明瞭ではない。字句どおりに受け取れば、この州のルールは、手続の報道は許しているが、この状況の下では被告人の報道を除外しているように見える。)、ペンシルヴェイニア(上訴審の報道は許可されない。)

[2州]

(3) 当事者の同意を要しない州

アラスカ、アリゾウナ、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、デラウェア、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、イリノイ、インディアナ、アイオワ(注：アイオワにおいては、当事者の同意は、「少年事件、離婚、養子、子の監護、または企業秘密の事件」を除いては、要件とされない。)、キャンザス、ケンタッキ、ルイジアナ、メイン、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ(上訴審)、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャ、ニュー・ジャージ、ニュー・メキシコウ、ニュー・ヨーク、ノース・キャロライナ、ノース・ダコウタ、オハイオウ、オレゴン、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー、ユーター(上訴審)、ヴァモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング

[42州]

5. 検察官(counsel)の同意(民事裁判および全ての上訴審)

(注：全47州は、検察官に関し、3つの同意のカテゴリーに分類される。ここで使われる検察官counselは、刑事裁判における検察官prosecutorsのみを除外する。検察官prosecutorsは別カテゴリーに含められている。メアリランドは、注記のように、3つのうち2つのカテゴリーに当てはまる。)

(1) 絶対的条件として検察官counselの同意を要する州

アラバマ、アーカンソー、メアリランド(民事裁判)、テクサス(注：テクサスでは、正式のガイドラインが未発行である。)

[4州]

(2) 限定的条件として検察官counselの同意を要する州

なし

[0州]

(3) 検察官counselの同意を要しない州

アラスカ、アリゾウナ、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、デラウェア、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、イリノイ、インディアナ、アイオワ、キャンザス、ケンタッキ、ルイジアナ、メイン、メアリランド(上訴審)、マサチューセッツ、ミシガン、ミズーリ、ミネソタ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャ、ニュー・ジャージ、ニュー・メキシコウ、ニュー・ヨーク、ノース・キャロライナ、ノース・ダコウタ、オハイオウ、オウクラホウマ、オレゴン、ペンシルヴェイニア、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー、ユーター、ヴァモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング

[45州]

6. 証人の同意(民事および刑事の事実審)

(注：全43州は、証人に関し、3つの同意のカテゴリーに分類されている。アイオワとメアリランドは、注記にあるように、ここに記述されている3つのカテゴリーのうちの2

つに当てはまる。)

(1) 絶対的前提条件として同意を要する州
なし

〔0州〕

(2) 限定的前提条件として同意を要する州
アラバマ、アラスカ(性犯罪の被害者)、アーカンソー、アイオワ(性的暴行事件の被害者のみ)、キャンザス(注:キャンザスでは、証人が異議を述べれば、裁判官はその証人の報道を禁止することができる。ただし、警察の情報提供者、秘密捜査員、隔離された証人、少年の証人、または被害者/証人が報道されることに反対したら、裁判官は、その人物の報道を禁止しなければならない。加えて、離婚、企業秘密、または証拠禁止の申立の事件における当事者が反対するときは、その当事者の報道は禁止される。)、メアリランド(被害者のみ)、ミネソウタ、ミズーリ、ノース・ダコウタ(性犯罪の被害者のみ)、オハイオウ、オウクラホウマ、オレゴン、ペンシルヴェイニア、ロード・アイランド、テキサス(民事)

〔15州〕

(3) 同意を要しない州

アリゾウナ、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、アイオワ、ケンタッキ、メイン、メアリランド(被害者を除く全ての証人)、マサチューセッツ、ミシガン(注:ミシガンとニュー・メキシコウでは、裁判官はある種の証人——性犯罪の被害者とその家族、警察の情報提供者、秘密捜査員、隔離された証人、および少年を含むがこれには限定されない——の報道を排除する単独のまた絶対的な裁量権を有する。)、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ハンブシャ、ニュー・ジャージ、ニュー・メキシコウ、ノース・キャロライナ、サウス・キャロライナ、テネシー、ユーター、ヴァモント、ヴァジニア、ワッシントン、ウェスト・ヴァジニア、ウイスコンシン(注:ウイスコンシンとワイオウミングにおいては、ある種の証人が自分の証言を報道することに反対すれば、有効性の推定がおかれる。これらには、犯罪の被害者、秘密の情報提供者、および秘密捜査員を含む。)、ワイオウ

ミング

〔30州〕

E. 陪審の報道

(注:総計40州が、陪審に関し、3つのカテゴリーに分類される。ペンシルヴェイニアとネブラスカは陪審手のいかなる報道も許していない。テキサスは除外される。)

(1) 報道が禁止されている州

アラスカ、アーカンソー、カリフォルニア、ハワイ、アイダホウ、メイン、ミシガン、ミネソウタ、ミズーリ、ニュー・メキシコウ、ノース・キャロライナ、ノース・ダコウタ、オレゴン、テネシー、ユーター、ヴァジニア

〔16州〕

(2) 報道が制限されている州

(注:他に指定がなければ、このカテゴリーの州は、陪審のクローズアップまたは識別可能な報道を禁止している。しかし、陪審が他のショットの背景の一部になっているときは報道を許可する。)

アラバマ、アリゾウナ、コロラド、コネティカット、ジョージア、アイオワ、キャンザス、マサチューセッツ、ネヴァダ、ニュー・ハンブシャ(注:ニュー・ハンブシャでは、刑事裁判の陪審を報道するために裁判長の事前の承認が必要である。)、ニュー・ジャージ、オウクラホウマ(注:オウクラホウマでは、異議を述べている陪審員の報道は許可されない。)、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、ヴァモント、ウイスコンシン、ワイオウミング

〔17州〕

(3) ルールによって制限されてはいない州

フロリダ、ケンタッキ、メアリランド、モンタナ、オハイオウ、ウェスト・ヴァジニア、ワッシントン

〔7州〕

F. 法廷の報道をするための事前通知または請求の時間要件

(1) 事前通知または許可が不要な州

アーカンソー、フロリダ、ハワイ(上訴審)、アイダホウ、ネブラスカ、ノース・キャロライナ、オレゴン(上訴審)、ロード・アイ

ランド、ヴァモント、ヴァージニア、ワイオウミング（上訴審）

〔11州〕

- (2) 時間の規定がない州（プラスマーク+のついている州は、請求または通知が手続に先立つ「合理的時間」になされなければならない。）

アラバマ、+アリゾウナ、デラウェア、ジョージア（事実審）+ハワイ（事実審）、アイダホウ（事実審）、ケンタッキ、メイン、+マサチューセッツ、モンタナ、ニュー・ハンプシャ、+ニュー・ジャージ、ニュー・ヨーク（上訴審）、オハイオウ、オレゴン（事実審）、オウクラホウマ、ペンシルヴェイニア、サウス・キャロライナ、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア

〔20州〕

- (3) 1日前に通知・請求を要する州（アステリスク*の付いた州は、時間の要件は、裁判官の裁量により免除することができる。）

*アラスカ、アリゾウナ（最高裁）、*コロラド、インディアナ（最高裁）、*ミネソウタ、*ニュー・メキシコウ、オハイオウ（最高裁）、ユーター、ワイオウミング（事実審）

〔9州〕

- (4) 2日～7日前に通知・請求を要する州
 キャリフォーニア（5日）、コネティカット（3日—事実審）、ジョージア（7日—上訴審）、イリノイ（5日）、インディアナ（上訴審）、*キャンザス（7日）、*メアリランド（5日）、*ミシガン（3日）、ミズーリ（5日）、*ネヴァダ（3日）、ノース・ダコウタ（3日—上訴審；7日—事実審）、*テネシー（2日）、*テキサス（5日）、*ウイスコンシン（3日）

〔14州〕

- (5) 7日以上前に通知／請求を要する州
 コネティカット（13日—上訴審）、*アイオウ（14日）、ルイジアナ（20日）

〔3州〕

G. 特定のタイプの事件および特定の Kategorii の証人に関する報道除外

多くの州が特定のタイプの事件において報

道を禁止または制限したり、あるいは報道される手続の中で特定の証人の報道を禁止したりするルールを持っている。その内容は以下のとおりである。

(1) 養子

アラスカ（注：アラスカでは、「家族問題」の手続は、全ての当事者の同意を得てケースバイケースで報道することができる。）、アリゾウナ、アーカンソー（注：アーカンソーでは、親または後見人の同意がなければ未成年者の報道は禁止される。少年事件、養子、後見、または家族関係の手続を全般的に禁止している。）、コネティカット（注：全般に、コネティカット最高裁はこれらの手続の報道を許そうとしない。コネティカット高位裁判所は、これらの手続を禁止している。また、さらに、陪審の不在中に行われた手続の報道、および公判が報道されなかった刑事事件において量刑の審問手続の報道も禁止している。）、ハワイ、アイダホウ、アイオウ（注：これらのタイプの事件において、アイオウは、当事者——未成年者の親、後見人を含む——の同意が得られれば報道を許している。その他の全ての事件において、同州は当事者の同意を要件としない。）、メイン、ミズーリ、ノース・キャロライナ、メアリランド（注：メアリランドでは、当事者の異議は、警察の情報提供者、未成年者、秘密捜査員、隔離された証人、証拠排除審問、企業秘密、離婚および監護を含む事件において有効性の推定を受ける、と定めている。メアリランドの報道ルールは、孤児裁判所には適用がない。）、オレゴン、ロード・アイランド、ヴァージニア

〔14州〕

(2) 子の監護

アラスカ、アーカンソー（後見guardianship）、コネティカット、アイダホウ、アイオウ、メイン、メアリランド、ミネソウタ、ミズーリ、ニュー・ジャージ（注：ニュー・ジャージは、これらの手続の報道を完全に排除している。そしてさらに、報道が当事者の損害の恐れを実質的に増加させる見込みがあるとき、またはその他の形で公正裁判を侵害する見込みがあるときも、そうである。）、

ノース・キャロライナ、オレゴン、ロード・アイランド（子が当事者の場合）（注：ロード・アイランドは、少年が重要な当事者であるような家庭裁判所の事件では、すべて報道を禁止している。）、ペンシルヴェニア、ヴァージニア

〔15州〕

(3) 離婚

アラスカ、アーカンソー、コネティカット、アイオワ、メイン、メアリランド、ミネソウタ、ミズーリ、ニュー・ジャージ（注：ニュー・ジャージは、離婚または「婚姻関係上の紛争」を含む事件の報道を禁止している。）、ノース・キャロライナ（注：ノース・キャロライナは、離婚手続きのみならず、一時的及び恒久的な離婚扶養料の手續の報道を禁止している。）、オレゴン、ペンシルヴェニア、ヴァージニア、ウイスコンシン（注：ウイスコンシンでは、これらの事件における報道への当事者の異議は有効性の推定を受ける。ウイスコンシンのルールは、性犯罪を含む犯罪の被害者に拡張されている。）

〔14州〕

(4) 少年手續

アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、アイオワ、メイン、メアリランド、ミネソウタ、ミズーリ、ニュー・ジャージ、ノース・キャロライナ、オレゴン、ロード・アイランド（注：ロード・アイランドは、これらの事件において報道を明示的に禁止している。）、テネシー（注：テネシーにおいては、報道するために当事者の同意が必要である。）、ヴァージニア、ウイスコンシン

〔19州〕

(5) 証拠禁止申立

ハワイ（注：ハワイのルールの下では、事実審裁判官は、報道を禁止すべき十分な理由が見出せなければ、報道の請求を認めることになる。手續が証拠の許容性を決定する目的のものであったり、企業秘密に関する証言または秘密捜査員からの証言が行われていたり、未成年の証言が行われていたり、性犯罪事件の被害者の証人が刑事事件で証言していたり、あるいは証人が重大な

身体的傷害の実質的危険にさらされそうなときは、十分な理由の推定が置かれる。）、メアリランド（注：メアリランドの実験は、刑事裁判手續の報道を排除してきた。）、マサチューセッツ、ミネソウタ、ノース・キャロライナ、ロード・アイランド（注：ロード・アイランドはまた、証拠の許容性、関連性を決定するための審問の報道を禁止している。）、ヴァージニア、ウイスコンシン、ワイオウミング（注：ワイオウミングでは、これらの事件における報道への当事者の異議は有効性を推定される。同ルールはまた、犯罪の被害者に拡張されている。）

〔9州〕

(6) 警察の情報提供者

アーカンソー、メアリランド、ミシガン、ミネソウタ、ニュー・メキシコウ、ノース・キャロライナ、ヴァージニア、ウイスコンシン、ワイオウミング

〔9州〕

(7) 隔離された証人

メアリランド、ミシガン、ミネソウタ、ニュー・メキシコウ、ノース・キャロライナ、ウイスコンシン

〔6州〕

(8) 性犯罪

アーカンソー（被害者）、コネティカット、ハワイ、メイン、ミシガン、ミネソウタ、ニュー・ジャージ、ニュー・メキシコウ（被害者とその家族）、ノース・キャロライナ（被害者とその家族）、ノース・ダコウタ（被害者、証人）、オレゴン、ヴァージニア（被害者とその家族）、ウイスコンシン

〔13州〕

(9) 企業秘密

コネティカット、ハワイ、アイオワ、メイン、メアリランド、ミネソウタ、ニュー・ジャージ、ノース・キャロライナ、オレゴン、ヴァージニア、ウイスコンシン

〔11州〕

(10) 秘密捜査員

アーカンソー、ハワイ、メアリランド、ミシガン、ミネソウタ、ニュー・メキシコウ、ノース・キャロライナ、ヴァージニア、ウイスコンシン、ワイオウミング

〔10州〕

- (11) 孤児裁判所
コネティカット、メアリランド、ロード・アイランド（子が当事者の場合）
〔3州〕
- (12) 非公開手続 in camera proceedings
アーカンソー（注：アーカンソーでは、裁判所が明示的に同意しない限り、非公開手続の報道は禁止されている。）、コロラド、ハワイ、ノース・キャロライナ、ヴァージニア
〔5州〕
- (13) 裁判所書記官の前での手続
ノース・キャロライナ
〔1州〕
- (14) 治安判事 magistrate の前での手続
ノース・キャロライナ
〔1州〕
- (15) 相当な理由の手続 probable cause proceedings
マサチューセッツ、ノース・キャロライナ
〔2州〕
- (16) 未成年者の証人
ハワイ、メアリランド、ノース・キャロライナ、ヴァージニア
〔4州〕
- (17) 却下の申立
マサチューセッツ、ミネソウタ、ロード・アイランド（注：起訴、告発、または不服申立（刑事または民事）の法的不十分性を理由とする却下の申立の報道は、ロード・アイランドにおいては許されていない。）
〔3州〕
- (18) 陪審員予備尋問の聴聞 voir dire proceedings
コロラド、コネティカット、ハワイ、アイオワ、マサチューセッツ、ミネソウタ、ニュー・メキシコウ、ノース・キャロライナ、オレゴン、ロード・アイランド
〔10州〕
- (19) 放免または指示評決の申立
ミネソウタ、ロード・アイランド
〔2州〕
- (20) 偏見防止申立 motions in limine
ミネソウタ、ロード・アイランド
〔2州〕
- (21) 重大な身体的傷害の危険のある証人
ハワイ
〔1州〕
- (22) 証拠の許容性の聴聞
ミネソウタ
〔1州〕
- (23) 家事紛争 domestic dispute
ニュー・ジャージ（市裁判所 municipal court）、オレゴン
〔2州〕
- (24) 大陪審の手続
ハワイ、アイダホウ
〔2州〕

以上、法廷のテレビ報道のルールを分類した。法廷の秩序を維持し、手続の公正をはかるため、報道には様々な制約が課せられている。これらが、憲法第1修正の保障する言論・出版の自由 freedom of speech or of the press を侵害しないかどうか、という憲法解釈上の論点が存在する。これについては、次のIIで検討することにする。

II. 法廷への憲法上のアクセス権

1. SagerおよびFrederiksenのアクセス権肯定論

まず、Kelli L. Sager and Karen N. Frederiksen, *Televising the Judicial Branch: In Furtherance of the Public's First Amendment Rights*, 69 *Southern California Law Review* 1519 (1996) により、法廷へのアクセス権の憲法論と、その制限の基準を探る。

この論文の筆者たちは、メディアの代理人をつとめることの多い弁護士で、法廷テレビをできるだけ広く認めようとする立場である。その記述内容をまとめると、以下の(1)～(4)のようになる。

(1) はじめに

テクノロジーの発達によって、エレクトロニック報道に特有の問題がなくなった。(p.1520)

最高裁は憲法上のアクセス権を拡張し、また、異なったメディア間の差別に制限を加えてきているので、裁判報道から放送を閉め出すことが憲法第1修正に反しないか、問われる。憲法上のアクセス権の拡張と、エレクト

ロニック報道の実験の結果から、そのような報道を許すべきであるという、推定が成り立つ。その報道が正義の追求に本性的に悪影響を及ぼすという証明がなければ、エレクトロニック・メディアの法廷報道を禁じることはできない。(p.1520)

裁判所が、エレクトロニック・メディアの法廷手続へのアクセス権を認めるべきときが来ている。(p.1520～1521)

(2) 歴史の概観

最高裁は、Chandler事件(1981年)で、連邦憲法が法廷のエレクトロニック報道を禁じてはいないということを、はっきりさせた。(p.1521)

法廷カメラの禁止は、テレビの発明される前、1935年のハウプトマン事件(リンドバーグの息子の誘拐容疑事件)の折、熱狂的な報道ぶりへの反動であった。ABA(アメリカ法律家協会)のカノン35がそれである。(p.1520)

30年後、Estes事件(1965年)で、最高裁の多数意見は、カメラ報道が本性的に違憲(第6修正の公正裁判の権利を害する)かどうか、という枠組みで判断することはしなかった。ただ、本件のひどく混乱した状況の下では、被告人の公正裁判を受ける権利が害されたので、有罪を破棄すると判示した。公判trialのときは事実審裁判官が命令を発して押さえたが、それに先行した公判前審理pre-trial hearingのときは、カメラ報道のやり方が法廷を混乱させ、被告人のデュー・プロセスの権利を侵害したと判断したのである。(p.1522)

最高裁は、テレビというこの比較的新しいメディアの法廷内での利用に関して、危惧を感じた。テレビカメラの在廷自体が、陪審にその事件が「悪名高いnotorious」ものであることを知らせてしまうことになると、多数意見を書いたクラーク裁判官は強調している。ただし、現在ならセキュリティのカメラがコンビニでも目に付くぐらいだから、カメラの在廷自体はそんなに意味がない。(p.1523)

ハーラン裁判官は、同意意見を述べている。彼は、有罪破棄の結論では多数意見に加わっているが、テレビが見慣れたものになり、その在廷が公判に邪魔でなくなれば、見直しが

必要になるだろうと述べている。(p.1523)

多数意見は、傍論で、エレクトロニック・メディアは法廷への第1修正のアクセス権を持っていないと述べた。(p.1524)

翌1966年、最高裁はSheppard v. Maxwell事件で、もうひとつの殺人罪の破棄を言い渡した。不利な公判前報道と、公判中のメディアの支配が、被告の公正裁判の権利を奪った、というのがその理由である。(p.1525)

1981年、最高裁がChandler事件の判決を下したとき、28州が公判手続のテレビ報道を許すルールを採択していた。さらに12の州が、テレビ報道の実験を行っていた。(p.1526)

ABAのFair Trial - Free Press委員会は、エレクトロニック報道の規制を緩和することを提言していた。州首席裁判官協議会も、州裁判所内でのエレクトロニック報道の基準を公布すべきであるという1978年の決議をほとんど全員一致で承認していた。経験的なデータをみても、テレビ報道が訴訟関係人に与える影響は、肯定的なものであった。技術の発展によって、Estes事件においてみられたような法廷の混乱は、実質上軽減ないし除去された。(p.1526)

こうした状況をふまえて、Chandler事件の最高裁は、全員一致で、刑事手続のテレビ放送が公正裁判の権利を侵害するとは限らず、そのような主張を支える経験的な証拠がないと判示した。(p.1526)

Chandler事件で最高裁が青信号を出したので、今日47州が法廷のエレクトロニック報道を許可している。Estes事件やNixon v. Warner Communications事件(1978年)の最高裁判決に依拠して、多くの下級審裁判所が、公判廷の手続をエレクトロニック報道する憲法第1修正上の権利はないと判示してきているが、これは先例の文脈を読み違えた誤読である。(p.1527)

次の章で証明するように、憲法第1修正に基づき、エレクトロニック報道の憲法上の権利を支える2つの筋がある。ひとつは、公衆とプレスの法廷へのアクセス権、ふたつ目は、メディア間の差別的取り扱いの禁止である。おそらくこの筋のひとつまたは両方の判例が

相まって、エレクトロニック・メディアの法廷へのアクセス権をうち立てることができる。少なくとも、エレクトロニック報道は、第1修正の公衆の利益を増進するから、優越的な正当化事由compelling justificationがなければ、アクセス権を認められるべきであるという推定が成り立つ。(p.1528～1529)

(3) 司法手続のエレクトロニック報道は、第1修正上の公衆の権利を増進し、またそれによって要請される。

A. 我が国の公開裁判の歴史が、法廷のエレクトロニック報道に有利に働く。

この歴史の展開は、Richmond Newspapers Inc.事件において詳しく跡づけされている。イギリスの公開裁判の伝統がアメリカの植民地にも移入した。公開裁判の権利は、被告人だけのものではなく、公衆とプレスのものである。(p.1530)

メディアは裁判を傍聴することのできない人々のために、代理人 surrogate 的役割を果たす。(p.1531)

B. 優越的な正当化事由 compelling justificationなくエレクトロニック・メディアを差別するのは、憲法第1修正に違反する。

Chandler v. Florida事件の判決以来、最高裁は政府が異なったメディア間で恣意的な差別扱いをすることに制限を加えた。優越的な政府の利益overriding governmental interestがないのに、メディア間の差別を行うのは、憲法第1修正に反するというのである。(p.1535)

最高裁は、Police Department v. Mosley事件で、メディア間の差別は、第1修正に違反することは言うまでもなく、さらに、第5修正の平等保護原則およびデュー・プロセス条項にも違反すると判示した。(p.1536)

Chandler判決の後15年間、裁判所は公務員がアクセス権に対して恣意的に差別をすると第5修正、第14修正の侵害になると一貫して判示してきた。また、同時期に最高裁は、裁判所への公衆のアクセス権を広く解釈してきた。下級審裁判所は、カメラに憲法上のアクセス権を及ぼすことを拒んできているが、優越的な正当化事由もなく、エレクトロニック・メディアを差別的に取り扱うことは、こうした判例の流れにそぐわないものである。

(p.1538～1539)

C. エレクトロニック報道は、公衆が情報を入力することができるようにするという第1修正の目的にかなう。

第1修正の主要な目的は、思想の自由市場 marketplace of ideas の確保であり、ここで重要なのは思想・経験への公衆のアクセス権であると、最高裁は述べてきている。(p.1539)

報道によって、公衆が司法手続を知ることができ、司法に関する教育効果、信頼増進がはかられる。必要ならば制度の改革につながっていく。(p.1540)

テレビを通して司法手続を見ることができることによって、公衆は司法手続を監視することができる。法廷の傍聴席は、数に制限がある。しかし、テレビは多くの聴取者に法廷のありようを見せることができる。(p.1541)

テレビは、法廷手続の進行と同時的に正確な情報伝達ができる。映像による情報は、手続の雰囲気や当事者の行動、身振り、情動まで含めてより詳しく伝えることができる。(p.1542)

法廷のテレビ報道は、市民に情報を与えるという第1修正の中心的な目的に仕えるので、優越的な正当化事由なしに制限することはできない。そして、一般にそのような正当化事由は存在しない。(p.1542)

(4) エレクトロニック報道を禁止する正当化事由は存在しない。

テクノロジーの発展により、カメラ機材等は小型のものとなり、リモート操作ができる。代表取材で、カメラは1台、要員もひとりですりから、妨げにならない。室内光で十分であり、特別な照明は必要でない。マイクもワイヤレスを使えば、ケーブルなどが邪魔になることがない。(p.1542～1543)

訴訟当事者や証人、陪審員への影響という懸念があるが、これは経験科学的な研究 empirical studiesによって否定されている。州の研究の結果は一致している。すなわち、エレクトロニック・メディアのインパクトはほとんどゼロである。(p.1544)

有名事件 high profile case について、特に区別することはできない。そのような事件

も、たとえばカリフォルニアの研究の対象に入っているのである。(p.1546)

むしろ、有名事件においては、テレビ放送の方が公正裁判に役に立つ。公衆が法定内で起こっていることをテレビを通して見ることができるので、バイアスのかかった意見などに対して、法廷のテレビ放送は最良の解毒剤となる。(p.1548)

第1修正のアクセス権は絶対的なものではなく、優越的な正当化事由 *compelling justification* があれば制約しうる。しかし、その制約は狭く仕立てられて *narrowly tailored* しなければならない。(p.1548)

2. Arenella教授のアクセス権懐疑論：とりわけ有名事件 *high profile trials* に関して

Peter L. Arenella, *Televising High Profile Trials: Are We Better Off Pulling the Plug?*, 37 Santa Clara Law Review 879 (1997) により、アクセス権を憲法により基礎づけるのを疑問視する懐疑論、さらに有名事件に関する法廷放送の否定論を見ていく。UCLA教授のArenellaは、Sager and Frederiksenの論文を多くの論点において検討し、批判を加えている。その概要は以下の(1)(2)(3)のとおりである。

(1) 有名事件に関してメディアは放送する憲法上の権利を持つか。

Richmond Newspapers 事件の判決の趣旨は、刑事手続が公正らしく見えるためには公衆に傍聴の機会を与えなければならない、というものであって、憲法第1修正はさらに進んで法廷手続を放送すべきことまでは命じていない。(p.885)

(2) 有名事件のテレビ放送の得失

A. 法廷カメラはメディアのニュース収集機能を増進するか。

イエスである。

在廷することができない記者も、音声と映像の情報を手続の進行と同時的に入手することができる。(p.892)

B. 法廷カメラはメディアのフィルターを通さずに聴取者にゆがみのない情報を伝達することができるか。

ノーである。

カメラは、法廷の雰囲気、訴訟関係者の行

動、身振り、情動などを伝達しない。(p.899)

一般の聴取者は、ニュース番組で流される裁判放送を見るにとどまる。裁判のどの部分を放送するかは、メディアの判断により編集されるので、既にフィルターがかかっているといえる。(p.901)

C. 法廷のテレビカメラやその聴取者は、裁判の当事者や状況に影響 *impact* を与えないか。

イエスである。

テレビ放送は、潜在的な証人が態度を決定するにあたり、影響を与える。(p.903)

テレビ放送は、法廷と世論との境目を融解させ、裁判の自律性を損なう。(p.904)

D. 法廷カメラは、有名事件に関し公衆が陪審の評決と異なった判断をするとき陪審制度に対する公衆の尊敬を減衰させるか。

イエスである。

陪審はコミュニティを代表すると期待されるのに、法廷のテレビ放送は、コミュニティに法定内の様子を直接的に伝えるので、陪審員を尊敬したり信頼したりする理由がないという誤った印象を与えてしまうのである。(p.908)

E. 法廷テレビは、裁判システムに対する公衆の理解を増進するか。

O.J. シンプソンの公判前審理のテレビ放送は7000万人のアメリカ人が見た。開廷から閉廷まで通して *gavel to gavel* 裁判を視聴する者は、裁判についての理解を深める。(p.909)

しかし、昼間は仕事で忙しく、夜のニュースで有名事件の裁判放送を見るだけの人に対し、法廷テレビが教育的な効果を与えるか、疑問である。(p.910)

(3) 結論

有名でない一般の刑事事件をテレビ放送することは、センセーショナリズムをあおることなく、公衆にアクセスと教育の機会とを与える。(p.911)

有名事件のテレビ放送を求められたとき、裁判官は一律にノーというべきかということ、そうではない。たとえば、公務員の責任 *accountability* が問題になるケースや経済犯罪に関する公衆への教育効果などが必要な場合は、有名事件でも放送を許す方がよい。事実

審裁判官の賢明な裁量権行使が望まれるのである。(p.912)

3. 考察

Sager and Frederiksenは、問題を法的・規範的見地から考える。厳格ではあるが、メディアのアクセス権を尊重する余りやや理想論に陥るところがある。

Arenellaは、法的のみならず、社会学的・心理学的な知見を加味して問題を考え、妥当な結論を導こうとしている。そして、結論としてシンプソン事件のような有名事件に関するテレビ放送の持つ危険性に警告を発している。

両者の見解をどう評価したらよいだろうか。

メディアのアクセス権については、連邦最高裁が判例で明瞭に認めているわけではないが、解釈論により第1修正がこれを保障していると読み込むことが可能であろう。ここは、Sager and Frederiksenの考え方に賛成したい。そして、そのアクセス権の制約基準としては、判例の中で形成されてきた、またSager and Frederiksenが採用する優越的正当化事由compelling justificationという基準が、やや緩やかに過ぎるものの、一応の合理性を持っていると思われる。そして、その優越的正当化事由があるかどうかの具体的な判断に際しては、Arenellaのように社会学的・心理学的分析を充分に加味して考えることが適切である。このように両者の考えを採り入れて枠組みを構築するのが妥当なのではないだろうか。

この枠組みに照らしたとき、Iで見た法廷のテレビ放送に対する各州のさまざまな制約は、それぞれ優越的正当化事由を有していると解することができよう。すなわち、憲法第1修正の言論・出版の自由を、違憲的に制約するものではないと思われる。

付記：筆者は前任の兵庫大学大学院（経済情報研究科）の研究費を支給され、2000年3月、アメリカのキャリフォルニア州で法廷テレビに関する調査を行った。その折、本論稿で取り上げた論文の筆者であるKaren N. Frederiksen弁護士と、UCLAのPeter L. Arenella教授にインタビューをする機会を得た。また、ロサンゼルス刑事裁判所で裁判を傍聴し、さらに同市の法律図書館で資料を収集することができた。関係各位に感謝の意を表したい。